

高槻ワーキングニュース

高槻市主催

秋の雇用・労働関係講演会のご案内

① 障がい者雇用支援講演会

9月3日から申込受付

9月は「障害者雇用支援月間」です。高槻市では、月間の取組として、障がい者雇用に関心のある方や企業の人事労務担当者を対象とした、障がい者雇用支援講演会を開催します。

日 時：令和6年9月27日（金）15：00～17：00

場 所：株式会社JFRクリエ 内 大会議室
（高槻市紺屋町2番1号 松坂屋高槻店5階）

参加費：無料

定 員：50名

テーマ：『JFRクリエ ～多様な人財を輝かせる企業として～』

講 師：株式会社JFRクリエ 代表取締役社長 藤原 恵 氏

対 象：障がい者雇用に関心のある方、市内事業所の人事労務担当者等

主 催：高槻市、高槻市障がい者就業・生活支援センター、
高槻市障がい児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会

（株）JFRクリエ様の

職場見学会も

予定しています！！



(HP)8月下旬公開予定

② 「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」

10月3日から申込受付

（旧：ワークルールセミナー・高槻市開催分）

北摂4市1町（高槻市・茨木市・吹田市・摂津市・島本町）では、労働教育・啓発のために様々な分野の専門家等を講師とし、働き方を取り巻く最新情報などを様々な角度から解説していただく講座を開催します。どなたでも無料で受講いただけます。是非ご参加ください。

日 時：令和6年10月29日（火）18：30～20：00

場 所：高槻市立生涯学習センター3階研修室（高槻市桃園町2番1号）

参加費：無料

定 員：50名

テーマ：『マンガに見る「働き方」の移り変わり』

講 師：京都精華大学教授・副学長 吉村 和真 氏

対 象：雇用・労働関連のテーマに関心のある方

主 催：高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、島本町

協 力：大阪府

マンガ研究の視点から
「働き方」について
お話しします！



(HP)9月下旬公開予定

上記①・②の お問合せ・お申込み

お 電 話 で：①お名前 ②連絡先（電話番号）をお知らせいただくか、
インターネットで：市ホームページの応募フォームよりお申込みください。

高槻市 産業振興課 TEL：072-674-7411

障害者雇用納付金関係助成金の主な変更点について

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）は、「障害者雇用納付金関係助成金」の制度を設けています。この制度は、事業主等が障がい者の雇入れや雇用の継続を行うために特別な措置を行う場合に、助成金を支給することにより、事業主の一時的な経済的負担を軽減し、障がい者の雇用促進・雇用継続を図ることを目的としています。

■令和6年4月1日からの主な変更点

New!

特定短時間労働者の追加

整理
拡充

中高年齢等障害者（35歳以上の方）の
雇用継続を図る措置への助成を新設

New!

障害者雇用相談援助助成金の創設

New!

障害者介助等助成金等において
6つの措置への助成を新設



詳しくは(独)高齢・障害・求職者
雇用支援機構(JEED)の
HPをご覧ください。

制度の名称	制度の概要	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間
障害者職場実習等 支援事業	障害者を雇用したことがない 事業主等が職場実習の実習生 を受け入れた場合等	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害のある方 ・難病等にかかっている方	—	・職場実習または職場見学等を行った日数に日額5千円を 乗じて得た額 ※同一年度内の支払い上限額はそれぞれ50万円まで (もにす認定事業主はそれぞれ100万円まで) ・実習指導員謝金 1日の支援時間に2千円を乗じて得た額 ・保険料 実費	—
健康相談医の 委嘱助成金	障害者の雇用管理のために 必要な専門職（医師または 職業生活相談支援専門員） の配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 [対象障害者が5人以上で あることが必要になります]	対象費用の4分の3	委嘱1人1回につき2万5千円まで 年30万円まで	10年間
職業生活相談支援 専門員の配置 または委嘱助成金	障害者の雇用管理のために 必要な専門職（医師または 職業生活相談支援専門員） の配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 [対象障害者が5人以上で あることが必要になります]	対象費用の4分の3	・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円まで、年150万円まで	10年間
職業能力開発向上 支援専門員の配置 または委嘱助成金	障害者の職業能力の開発およ び向上のために必要な業務を 担当する方（職業能力開発向 上支援専門員）の配置または 委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 [対象障害者が5人以上で あることが必要になります]	対象費用の4分の3	・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円まで、年150万円まで	10年間
介助者等 資質向上措置 に係る助成金	障害者の介助の業務を行う方 の資質の向上のための措置	・職場介助者 ・手話通訳・ 要約筆記等担当者 ・職場支援員 ・職業生活相談支援専門員 ・職業能力開発向上支援 専門員の業務を行う方	対象費用の4分の3	1事業主あたり年100万円まで	—
中途障害者等技能 取得支援助成金	中途障害者等の職場復帰後の 職務転換後の業務に必要な知 識・技能を習得させるための 研修の実施	・身体障害者 ・精神障害者（発達障害 のみ有する方は対象に なりません） ・高次脳機能障害のある方 ・難病等にかかっている方	対象費用の4分の3	対象障害者1人につき年20万円まで (中小企業事業主は30万円まで)	1年間

令和6年度 両立支援等助成金の 制度変更内容等をお知らせします（厚生労働省）

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

第1種＜男性労働者の育児休業取得＞（拡充）

第1種＜男性労働者の育児休業取得＞について、**支給対象労働者数を3人までに拡充**します。

第2種＜男性の育児休業取得率の上昇等＞（拡充）

第2種＜男性の育児休業取得率の上昇等＞について、**プラチナくるみん認定事業主への加算措置を新設**します。

2 育休中等業務代替支援コース

手当支給等（育児休業） / 手当支給等（短時間勤務） / 新規雇用（育児休業）

令和6年1月より制度を開始しており、**引き続き、同様の内容で実施**します。

3 柔軟な働き方選択制度等支援コース（新設）

育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度の利用支援

主要要件	①育児を行う労働者の 柔軟な働き方を選択できる制度（柔軟な働き方選択制度等。下記A～Eから2つ以上）を導入 する ②「 育児に係る柔軟な働き方支援プラン 」（※）により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを 支援する方針を社内周知 する （※）「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」：育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画 ③助成金の対象労働者（制度利用者）と 面談を実施し、「面談シート」に記録 する ④面談結果を踏まえ、制度利用者の「 育児に係る柔軟な働き方支援プラン 」を 作成 する ⑤開始から6か月間で 柔軟な働き方を可能とする制度を、下記の基準以上利用		
柔軟な働き方選択制度等 ※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することは不可	制度名称	導入すべき主な内容	利用実績の基準
	A 始業・終業時刻の変更等	フレックスタイム制	日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定
		時差出勤制度	始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ
	B 育児のためのテレワーク等		自宅等での勤務を可能とする勤務日の半数以上利用可能 時間単位で利用可能
	C 短時間勤務制度		所定労働時間を1日1時間以上短縮6時間とする以外の短縮時間も利用可
	D 保育サービスの手配・費用補助制度		労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助
	E 子の養育のための有給休暇	子の養育を容易にするための休暇制度	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
		法を上回る子の看護休暇制度	法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
助成額	柔軟な働き方選択制度等を 2つ導入 し、対象労働者が制度を利用 20万円 柔軟な働き方選択制度等を 3つ以上導入 し、対象労働者が制度を利用 25万円 ※1年度あたり1事業主5人まで対象 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり。		

その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、
厚生労働省のHPをご覧ください。

両立支援等助成金 厚生労働省 **検索**



フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタートします。

——「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行——

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ② フリーランスの方の就業環境の整備 を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

その他の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

